

大分県報

平成三十年
号外（六一）
七月二十七日

（金曜日）

目次

告示

大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更……………一
大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画……………一

○告示

大分県告示第四百七十五号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成三十年大分県告示第六号）の一部を平成三十年六月二十八日付けで次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成三十年七月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一に次のように加える。

9 大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画は、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存及び管理措置に基づいて、別に定める。

二の2の表中

まさば及びしまさば	平成三十年七月から 平成三十一年六月まで	（注）
まさば及びしまさば	平成三十年七月から 平成三十一年六月まで	若干

に改め、同

表の（注）を削る。

大分県告示第四百七十六号

平成三十年大分県告示第六号の一の9に規定する大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画を次のとおり定めたので、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成三十年七月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画

一 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

1 本県において、くろまぐろは、釣り漁業や定置網漁業により漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっている。

2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。

3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。

4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についての、より詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、大分県農林水産研究指導センター水産研究部を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

二 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ三十キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	〇・五トン
くろまぐろ三十キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	一・〇トン

- 1 本県は、漁船漁業及び定置漁業のいずれも漁船漁業等の広域管理に参加する。
- 2 他の都道府県の採捕の数量により当該都道府県の漁船漁業等の当初割当量が変化した場合、本県の知事管理量も変化するものとする。
- 3 国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の漁船漁業等の広域管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、本県の漁船漁業等の割当量とする。
- 三 くるまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
 - 本県の知事管理量は、小型魚、大型魚ともに五トン以下であることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととする。
- 四 くるまぐろの知事管理量に關し実施すべき施策に關する事項
 - 本県では、二に示した知事管理量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

県漁協	報告主体	漁業種類	報告基準
	定置漁業	一ヶ統/日当たり一〇〇kgを超え る量の採捕	
	定置漁業以外の漁業	一隻/操業当たり一〇〇kgを超え る量の採捕	

(一)の本県への一報は、次の体制により行うものとする。

県漁協	漁業協同組合	漁業者から所属県漁協支店への連絡	県漁協支店内での連絡	県漁協支店から本県に対する連絡
各漁業者は、その所属	漁業者から所属県漁協支店への連絡	漁業者から連絡を受け	県漁協支店から本県に対する連絡	一 県漁協支店長は、本県水産振興課に FAX等で連絡 二 FAX等を確認
		た県漁協支店担当者		

する県漁協支店担当者 に電話等で連絡	は、支店長に電話等で 連絡	した本県職員は、 当該FAX等の送 信者に確認した旨 を連絡
-----------------------	------------------	---

(注1) 県漁協は、右表の漁業者と県漁協各支店との間の連絡網を整備するものとする。

(注2) 本県は、右表の各県漁協支店と本県間の連絡網（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む。）を別に定めるものとする。

(三) (一)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は次のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、次の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	一 当該県漁協支店は、所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡 二 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流
定置網業以外の漁業	一 当該県漁協支店は、所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡 二 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、くるまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流

2 (四) 本県は、一日〇・三トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(一) 本県は、法第八条第二項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第二又は第三の数量の七割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(二) また、採捕の数量が「漁船漁業等の広域管理量」、国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の七割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(一)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(一)の公表とする。

3 早期是正措置について

本県は、前述の採捕の数量の公表後、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、速やかに法第九条第二項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の管内の漁業者に対し講じるものとする。

(一) 知事管理量の七割を超えるおそれがあると認める場合は、次に掲げる措置の実施を助言し、併せて県漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

(1) くらまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。

(2) 生存個体はすべて放流する。

(二) 知事管理量の八割を超えるおそれがあると認める場合は、次に掲げる措置の実施を指導し、併せて県漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

(1) くらまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。

(2) 生存個体はすべて放流する。

(三) 知事管理量の九割を超えるおそれがあると認める場合は、次に掲げる措置の実施を勧告し、併せて県漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

(1) くらまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。

(2) 生存個体はすべて放流する。

(注) 小型魚、大型魚ともに同じ対応を行う。

4 その他

遊漁者及び遊漁船業者が行う遊漁による採捕数量の管理について

(一) 本県は、県内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁者及び遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとし、併せて国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(二) 特にプレジャーボート等を利用する遊漁者については、採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくらまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

五 その他くらまぐろの保存及び管理に関する重要事項

くらまぐろの漁獲可能量を遵守するため、次のとおり採捕の停止命令をする。

1 知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合

本県の採捕の数量が二の知事管理量の九割を超える時点で、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

2 全国数量、漁船漁業等の広域管理量を超えるおそれが著しく大きい場合

国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量、漁船漁業等の広域管理量を超えるお

それが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

3 その他

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第十条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者も命令対象者となることから、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、本県の水面での遊漁者に対し、同様の指導を行う。